

静岡市大河ドラマ館運営等業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会（以下「協議会」という。）が静岡市大河ドラマ館運営等業務を委託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）について、必要な事項を定めるものである。

1 委託概要

(1) 業務名

令和4年度静大活推協委第2号静岡市大河ドラマ館運営等業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

ただし、本業務の契約は年度ごと締結する。

(4) 契約上限額

2か年度計167,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

ア 上記の上限額には、本業務を履行するために必要な全ての経費を含む。

イ 下記の場合には、協議のうえ契約金額を変更する場合がある。

(ア) 令和5年度収支予算に係る議決の状況等により、協議会において仕様書の変更が必要になった場合。

(イ) 社会情勢の変化等による運営方法の見直しが必要となった場合。

(5) 支払方法

契約金は令和4年度、令和5年度に分けて支払う。なお、年度ごとの支払額及び支払時期については協議を行う。

2 参加資格

(1) 単体企業による参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ウ 静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による指名停止措置の期間が含まれていないこと。

エ 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

オ 破産法第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていないこと。

カ 直近1年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納していないこと。

キ 平成29年度から令和3年度までの間に、大河ドラマ館又はそれに類する施設の運営業務を受託し、業務を完了した実績があること。

(2) 共同企業体による参加者は、その構成員全てが（1）アからカまでの全ての要件を満たし、かつ、構成員の少なくとも1社が（1）キの要件を満たす者であること。なお、各構成員は、他の共同企業体の構成員になること及び単体企業として参加することはできない。

3 選定スケジュール

内容	期間
公募開始（実施要領等の公開）	令和4年6月3日（金）
質問受付	令和4年6月6日（月）から6月14日（火）午後5時まで
参加表明書等の提出	令和4年6月10日（金）午後5時まで（必着）
参加資格審査結果の通知	令和4年6月14日（火）
質問回答	令和4年6月17日（金）
企画提案書等の提出	令和4年7月1日（金）午後5時まで（必着）
審査（プレゼンテーション）	令和4年7月12日（火）午後
審査結果の通知	令和4年7月15日（金）予定
契約締結	令和4年7月中予定

※審査結果等についての問合せには応じないものとする。

4 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類一覧、提出部数及び提出期限

提出書類		提出部数	提出期限
①	参加表明書（様式第1号）	各1部	令和4年6月10日（金） 午後5時まで
②	会社概要（様式第2号）		
③	統括責任者・担当者の経歴書（様式第3号）		
④	共同企業体協定書※共同企業体の場合のみ		
⑤	企画提案書（様式第4号）	正本1部 副本9部	令和4年7月1日（金） 午後5時まで
⑥	事業実施体制の組織表		
⑦	スケジュール表		
⑧	入場料収入のシミュレーション		
⑨	見積書		
⑩	審査会出席者報告書（様式第5号）	1部	

(2) 提出書類の注意事項

ア 提出書類は、すべてA4サイズで印刷すること。

イ 共同企業体で参加する場合、「②会社概要」は構成員ごとに作成すること。また、共同企業体協定書は構成員ごとに所持し、1部を「①参加表明書」等とともに提出すること。

ウ 「⑤企画提案書」は、様式第4号を鑑とし、企画内容を記載した書類（任意様式）を別途添付して提出すること。なお記載内容には、冒頭に企画提案のポイントをまとめた概要（1ページ以内）を盛り込むこととともに、別紙仕様書6「業務内容」の内容をすべて満たすものとする。

エ 「⑦スケジュール表」は、委託契約期間（契約締結後から令和6年3月22日まで）の業務進行が分かるように記載すること。

オ 「⑨見積書」は、別紙仕様書6「業務内容」の内容ごとの内訳を示すこと。また、内訳については、年度別及び2か年度の合計をそれぞれ記載すること。

カ 上記（1）⑤から⑨までの提出書類は、片面印刷、全体で30ページ以内、多色刷り可とし、順番に並べ、ファイルに綴り提出すること。

キ 提出書類が欠けている場合又は必要部数を満たしていない場合は、受け付けない。

(3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送にて、協議会事務局に提出するものとする。

【提出先】 〒420-8602静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会事務局
(静岡市役所静岡庁舎新館17階 観光・MICE推進課内)

(4) 提出書類の取扱い

- ア 受付期間終了後は、提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- イ 事業者の選定の有無にかかわらず、提出書類は返却しない。
- ウ 提出書類は事業者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- エ 提出書類(上記ウで複製した書類を含む。)は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- オ 提出書類は、静岡市情報公開条例(平成15年4月1日静岡市条例第4号)の規定に準じて公開する場合がある。
- カ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施にのみ用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、静岡市個人情報保護条例(平成17年3月15日静岡市条例第9号)の規定に準じて取り扱う。
- キ 提出書類の内容について、別途確認し、追加書類を求める場合がある。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書(様式第6号)により、電子メールで提出すること。

(2) 質問書の提出先メールアドレス

kankou@city.shizuoka.lg.jp

(3) 質問書の提出期間

令和4年6月6日(月)から6月14日(火)午後5時まで

(4) 質問に対する回答方法

受け付けた質問及びその回答は、参加資格を認めた者全員に対して電子メールにて回答する。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の選定に当たって公平性を保つことができないと協議会が判断した場合は、回答しないことがある。

(5) 質問の回答予定日

令和4年6月17日(金)

6 審査会

(1) 審査の基準

協議会が設置する静岡市大河ドラマ館運営等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で定めた評価基準に基づき、審査を行う。

(2) 開催日程

令和4年7月12日（火）午後

※審査会の集合時刻及び審査会場等の詳細は、企画提案書等を提出した者に対し、後日電子メールにて個別に連絡する。

(3) 審査方法

ア 審査委員会において、企画提案書及びその他提出書類についてのプレゼンテーションを行い、下記（3）の評価基準に基づき総合的に審査及び採点し、合計得点の最高得点を得た者を本業務の受託候補者として選定する。

イ 審査会は、業務に直接携わる者が出席すること。ただし、出席者は3人以内とする。

ウ 審査会は、1社当たりプレゼンテーションを20分、質疑応答を20分で行う。

エ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等（上記4（1）⑤から⑨まで）に沿って行うこと。なお、追加資料の配付は認めない。パソコンを使用する場合は各自で用意すること。（プロジェクター及びスクリーンは協議会が用意する。）

オ 参加者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が60点未満の場合は、本業務の受託候補者として選定しない。

(4) 評価基準

評価項目	評価事項	配点
全体	・本業務の目的及び内容を十分に理解し、業務に関する全体像を適切に把握できているか。	10
運営実績	・直近5年間で、大河ドラマ館又はそれに類する施設の運営業務を受託し、業務を完了した実績があるか。	5

評価項目	評価事項	配点
運営力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制は適切か。また、緊急時に即応可能な管理体制がとられているか。 ・円滑な管理運営ができるスケジュールが組まれているか。 ・人員配置は適正かつ柔軟に対応可能な体制がとられているか。来場者の安全かつ円滑な受け入れができる研修体制がとられているか。また、市民雇用に配慮されているか。 ・各運営計画は、施設の安定的運営に資するものになっているか。また、感染症対策、災害対応等、従事者及び来場者の安全に配慮した計画となっているか。 	30
企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・入場券の販売促進に繋がる券種設定や企画立案、旅行商品造成に関する取組は、魅力的かつ実現性の高いものになっているか。 ・目標来場者数を達成する効果的な誘客宣伝戦略が提案されているか。 ・イベント等の企画について、魅力的な提案がされているか。 ・ポスター、パンフレット、入場券等の制作について、魅力的なコンセプト及びデザインイメージが提案されているか。 	40
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な提案があるか。 ・運営業務、入場券の販売、誘客宣伝等の各業務に係る予算は、効果的かつ効率的な配分となっているか。 	15
計		100

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- エ 見積額が契約上限額を超えた場合
- オ 参加資格要件を欠くことになった場合
- カ その他本実施要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

(6) 審査結果の通知

審査結果は、審査完了後、参加者全員に文書で通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式等は公開しない。

また、審査経過や審査結果に対する異議は受け付けない。

7 受託候補者との協議

- (1) 受託候補者の決定後、受託候補者と協議会は、契約締結に向けて仕様書の細目及び契約条件について協議を行う。協議会は、この協議に際し必要に応じ受託候補者の提案の修正を求めることができることとし、受託候補者は、誠実に協議に応じるものとする。
- (2) 受託候補者と仕様書の細目及び契約条件の協議が完了した後、受託候補者を見積参加者（1者）として見積執行を行い、本業務の受託者を決定し、委託契約を締結する。
- (3) 受託候補者の都合により見積執行を辞退した場合又は見積執行が不調となった場合は、プロポーザル審査における次点者を新たな受託候補者として選定し、見積執行を行うものとする。

8 委託料の支払い

支払の詳細については、契約時に協議するものとする。

9 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加申込者の負担とする。
- (4) 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 委託契約の締結の際に、受託者は協議会が別に定める暴力団排除に関する誓約書兼同意書を提出すること。

10 問合せ先

〒422-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市大河ドラマ「どうする家康」活用推進協議会事務局

（静岡市役所静岡庁舎新館17階 観光・MICE推進課内）

電話：054-221-1421 メールアドレス：kankou@city.shizuoka.lg.jp